

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

大分厚生年金 事案 1173

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和53年10月1日から54年9月1日までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年10月1日に、資格喪失日に係る記録を54年9月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から55年6月頃まで
② 昭和55年9月頃から56年5月頃まで

私は、申立期間①において、A社のB県C市内及びD市内に所在した店舗に正社員として勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、私は、申立期間②において、E社がB県D市内に開設した支店に第一期生として入社し、Fとしての業務に従事していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和53年10月1日から54年9月1日までの期間について、A社のB県C市内に所在した店舗（以下「C店」という。）の当時の店長は、「私はC店の店長であったが、申立人は当該店舗における他の同僚二人と同じ頃に入店したと記憶している。」旨供述しているところ

ろ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚二人（当該同僚のうち一人は、オンライン記録からA社の直前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格をA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前に喪失していることが確認できる。）は、53年10月の直前に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、当該店長は、「私は、C店が閉店した昭和54年10月頃までの期間において同店に勤務していたが、申立人は私よりも1、2か月前に異動したと記憶している。」旨供述していることなどから判断すると、申立人は、少なくとも当該期間において同社に勤務していたものと推認される。

また、商業登記簿謄本により、申立期間①当時、A社の所在地と同一の住所地に所在し、一部期間においては代表取締役が同社と同一人であることが確認できるG社（オンライン記録上、申立期間①のうち、昭和52年10月1日から54年4月1日までの期間はH社として記録されている。）において管理業務に従事していたとする者は、「G社はA社の給与事務及び社会保険事務を行っていた。G社ではA社の従業員は全員厚生年金に加入させていた。」旨供述しており、G社及び同社の関連事業所において経理担当であったとする者も、「申立期間①当時、G社は、代行業務によりA社の経理処理を行っていた。A社の従業員については、全員を社会保険に加入させていたと思う。」旨供述している。

さらに、前述のA社に係る被保険者原票によると、申立人がC店に入店した時に既に在籍していたと記憶している同僚3人（前述の店長を含む。）並びに申立期間①及びその前後の期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が記憶している同僚等20人（申立人が記憶している前述の同僚3人とは別の同僚3人及び前述のA社に係る被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が記憶している同僚17人。）全員について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人は、「私は、昭和53年7月から同年8月頃までの期間においてC店にアルバイトとして勤務し、一旦辞めた後、再度同年10月からC店に正社員として勤務した。私が正社員として勤務した期間に同店に勤務していたと記憶している同僚のうちの一人は、私がアルバイトとして勤務していた期間においては同店に勤務していなかった。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚については、昭和53年7月及び同年8月においてA社とは別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が存在し、同年9月にA社に係る厚生年金保険被保険者

の資格を取得していることが確認でき、申立人の供述と当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は符合しており、申立人が同社のC店に最初はアルバイトとして勤務した後に正社員となったという主張には信ぴょう性がうかがえるところ、申立人と同様に同社の別店舗でアルバイトとして勤務した後に正社員として勤務したとしている同僚のうち、前述の同社に係る被保険者原票において、申立人が同社に入社した時期と近接した時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、「私がA社で正社員として勤務を開始した時期と厚生年金保険被保険者の資格取得の時期は符合していると思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であった同僚の被保険者原票の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることからこれを確認することはできないが、当該期間において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月から54年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和54年9月1日から55年6月頃までの期間について、前述のA社に係る被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）及び申立期間①当時に同社の経理業務を行っていたと推認されるG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に事情を確認しても、申立人が当該期間においてA社に勤務していた事実及び当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる供述等を得ることはできなかった。

また、A社は前述のとおり既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること等から、申立人の当該期間に係る勤務実態、保険料控除を確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

さらに、前述のA社に係る被保険者原票を確認しても、当該期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、申立人から提出された預金通帳の記帳状況及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立期間②において、同社に係るB県D市内に所在する支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、E社に昭和55年10月に入社し、D支店でFとしての業務に従事したが、入社当初、同社は厚生年金保険に加入させてくれなかったが、私たちが同社と交渉した結果、厚生年金に加入させるようになった。」旨供述しているところ、当該被保険者原票によると、当該同僚及びD支店で事務を担当していたとする者が、申立人と同様に当該支店の第一期生として入社し、Fに従事していたことを記憶している別の同僚4人については、いずれも、昭和56年5月1日より前の期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当該期間当時において、同社では、必ずしも申立人と同職種の従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、E社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の元事業主は死亡しており、申立人に係る保険料控除について確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができないほか、同社の元役員及び前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、前述の被保険者原票を確認しても、当該期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から46年3月まで

私は20歳で国民年金に加入し、姉と一緒に地区の納税組織を通じて保険料を納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

また、地区に保管されている納税組織の申立期間当時の収納簿を調査して、私が国民年金保険料を納付していた事跡を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和46年12月以降に払い出されていることが推認でき、同月以降に国民年金の加入手続を行ったものと考えられること、及び申立期間は当該加入時に20歳到達時まで資格取得日が遡及したことによる未納期間と認められることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の納税組織における収納簿について調査したところ、昭和40年度及び41年度については資料（申立人が収納簿と主張している資料）が存在していることが確認できたものの、保管されていたのはその表紙のみであったことから、当該資料により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがうことはできない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の姉は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金保険料納付状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から11年3月まで

平成2年頃、自宅に来た市役所の徴収員から、「国民年金保険料を納めないと年金がもらえない。」と納付を勧められたので、私たち夫婦は、平成2年4月から2か月ごとに、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の徴収員に納付していた。

申立期間の国民年金保険料は全て納付したので、申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、平成2年頃、自宅に来た市役所の徴収員から国民年金保険料の納付をするよう勧められ、同年4月から2か月ごとに、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の徴収員に納付していた旨主張しているところ、当該徴収員の在職期間に係るA市の回答によると、当該徴収員は申立期間の大部分である2年4月から10年3月までの期間においてA市の徴収員として在職していたことが確認できないことから、当該期間については、当該徴収員が申立人夫婦に係る国民年金保険料を徴収することはできない期間である。

また、平成10年4月以降については、A市が保管している申立人夫婦の訪問カードにおける平成10年5月7日の事跡に、「免除指導 自分で市役所へ行きます」との記載、及び当該徴収員の押印が確認できるとともに、同徴収員が申立人夫婦の11年6月分及び7月分の国民年金保険料を同年10月13日に徴収して以降、同人が全ての国民年金保険料を徴収している事跡が確認できる一方、申立人夫婦のオンライン記録によれば、平成10年度は申請免除、11年4月以降の国民年金保険料は全て納付済みであることがそれぞれ確認できる。

さらに、申立期間は108か月と長期間であるとともに、申立期間当時、申立

人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、A市から入手した上記訪問カードについて、「訪問カードの筆跡を見ると複数の人物が訪問しているので、後から作成した偽物である。」旨を主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、市が作成した資料に係る真偽について、年金記録確認第三者委員会は判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から11年3月まで

平成2年頃、自宅に来た市役所の徴収員から、「国民年金保険料を納めないと年金がもらえない。」と納付を勧められたので。私たち夫婦は、平成2年4月から2か月ごとに、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の徴収員に納付していた。

申立期間の国民年金保険料は全て納付したので、申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、平成2年頃、自宅に来た市役所の徴収員から国民年金保険料の納付をするよう勧められ、同年4月から2か月ごとに、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の徴収員に納付していた旨主張しているところ、当該徴収員の在職期間に係るA市の回答によると、当該徴収員は申立期間の大部分である2年4月から10年3月までの期間においてA市の徴収員として在職していたことが確認できないことから、当該期間については、当該徴収員が申立人夫婦に係る国民年金保険料を徴収することはできない期間である。

また、平成10年4月以降については、A市が保管している申立人夫婦の訪問カードにおける平成10年5月7日の事跡に、「免除指導 自分で市役所へ行きます」との記載、及び当該徴収員の押印が確認できるとともに、同徴収員が申立人夫婦の11年6月分及び7月分の国民年金保険料を同年10月13日に徴収して以降、同人が全ての国民年金保険料を徴収している事跡が確認できる一方、申立人夫婦のオンライン記録によれば、平成10年度は申請免除、11年4月以降の国民年金保険料は全て納付済みであることがそれぞれ確認できる。

さらに、申立期間は108か月と長期間であるとともに、申立期間当時、申立

人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、A市から入手した上記訪問カードについて、「訪問カードの筆跡を見ると複数の人物が訪問しているので、後から作成した偽物である。」旨を主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、市が作成した資料に係る真偽について、年金記録確認第三者委員会は判断することはできない。

大分厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、申立人のA社B営業所における標準報酬月額に係る記録については、平成14年3月は36万円、及び同年12月は34万円に訂正した記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から平成17年10月1日まで
私は、A社B営業所に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。バブル経済期には、A社のC職として営業成績も良く、給与月額が約50万円であり、厚生年金保険料を最高で4万円も控除されている月もあったと記憶している。

申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る記録については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間のうち、平成14年3月及び同年12月について、申立事業所が保管する当該両月に係る賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、同年3月は36万円、同年12月は34万円の標準報酬月額とすることが妥当であること、及び事業主は、当該両月に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく22年9月14日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、特例法第1条第1項の規定により

標準報酬月額が 14 年 3 月は 36 万円、同年 12 月は 34 万円に訂正されている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B営業所はD厚生年金基金の加入事業所（平成8年4月から15年3月までの期間の厚生年金保険料の免除保険料率は、1,000分の38とされていることが確認できる。）であることが確認できる。当該あっせん後に同基金から提出された基金規約によると、同基金において、普通掛金（免除保険料を含む。）の額は、加入員の標準給与の月額に、平成11年4月から15年の3月までの期間は1,000分の50を乗じて得た額とすると規定されていることが確認できる上、申立人の給与から法定料率を超える保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されている理由について、同基金は、当該普通掛金のうち免除保険料率（1,000分の38）に相当する掛金額を除外した掛金額は、基金の独自給付に係る掛金額（以下「持越し部分」という。）に相当し、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料には持越し部分が含まれている旨回答している。

また、持越し部分に係る従業員の負担割合については、前述のD厚生年金基金の回答の主旨及び申立人の給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額から、労使折半であったことが推認できる。

これらのことから判断すると、申立人の平成14年3月及び同年12月に係る賃金台帳の厚生年金保険控除欄の金額には当該持越し部分に係る掛金額が含まれていることが認められ、当該厚生年金保険控除欄の金額から当該持越し部分に係る掛金額を除外した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月頃から5年9月1日まで

私は、平成元年5月頃にA社（平成2年7月18日付けでB社に名称変更。以下「B社」という。）に正社員として入社し、Cとしての業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が5年9月1日と記録されており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社に正社員として入社したと主張しているところ、同社の事業主及び従業員は、「正社員であれば全員社会保険に加入していた。」と供述しており、申立期間について申立人が正社員として同社に勤務していたかどうか確認をなすこととした。

申立期間のうち、平成元年5月頃から2年12月頃までの期間について、当該期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認することができず、事業主及び同僚に事情を調査しても、申立人が当該期間においてB社に正社員として勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

また、申立期間のうち、平成2年12月頃から5年2月18日までの期間について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述、B社の事務担当者となる同僚及び申立人が記憶していた申立人の上司となる同僚の供述などから判断すると、申立人は、少なくとも当該期間において、同社における

Cとしての業務に従事していたこととはうかがえるものの、当該期間においても申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができず、申立人が同社の正社員であったことを推認することができるような供述を得ることはできない。

さらに、申立期間のうち、平成5年2月18日から同年9月1日までの期間について、申立人に係る当該期間における中小企業退職者共済の記録が確認できるものの、中小企業退職者共済事業本部は、「中小企業退職者共済には短時間労働者でも加入でき、申立人が加入していたコースについては加入者が正社員かどうかの確認は行っていない。」と回答している上、当該期間において申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないことから、同共済の記録から申立人が当該期間においてB社の正社員であったことを推認することはできない。

加えて、申立人及びその家族（申立人の妻及び子二人）は、昭和63年11月11日から平成5年9月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

その上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は当時の人事記録及び賃金台帳等は既に廃棄していると供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から18年11月26日まで

私は、夫から申立期間においてA社（現在は、B社）でCの製造又は検査の業務に従事していたと聞かされたことがあるが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫から申立期間においてA社に係るいずれかの事業所に勤務し、Cの製造又は検査の業務に従事していたと聞かされたことがある。」と主張しているところ、A社に係る社史及び申立期間当時における同社D工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員の供述から判断すると、当該期間に同社D工場においてCが製造されていたことが推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員からは申立人の勤務実態をうかがわせる供述を得ることができず、申立人がA社D工場において勤務していたことを推認することができない。

また、B社は、「当時の資料がないため、申立人の勤務実態については不明。」と回答している上、E健康保険組合は、「当組合の文書保存規定により被保険者台帳の保存は5年となっているので、申立人の組合員加入記録を確認することができない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間当時、A社D工場と同じく厚生年金保険の適用事業所であった同社F工場では、前述の社史及び前述の従業員の供述から判断すると、申立期間においてCの製造及び検査の業務は行っていないことがうかがえる上、同社同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においては申立人の氏名を確認することはできなかった。